

三豊市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき
財政的援助団体等監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を
同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年12月27日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 小林 照武

平成 22 年度

財政援助団体等監査結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 1 2 2 号
平成 22 年 12 月 27 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様
三豊市議会議長 近 藤 久 志 様

三豊市監査委員 糸 川 昇
三豊市監査委員 小 林 照 武

平成 22 年度財政的援助団体等監査結果について(報告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規程により、次のとおり提出します。

第1 監査の概要

1 監査の対象

社会福祉法人三野福祉会に対する平成21年4月1日から平成22年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに所管する健康福祉部福祉課の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

- ・社会福祉施設整備促進事業 三野老人福祉センター借入金償還補助:6,454,767円
- ・社会福祉施設整備促進事業 三野老人福祉センター入浴事業補助 :42,940,000円

2 監査の実施日・場所

平成22年11月24日(水) 監査委員室

平成22年11月29日(月) 補助団体施設

3 実施した監査の方法

社)三野福祉会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同福祉会から提出された資料に基づいて検査・照合を行うほか、(社福)三野福祉会関係者及び所管する健康福祉部福祉課職員からの説明を聴取する方法で実施した。

第2 監査の結果等

1 三野老人福祉センター(老人福祉センターみの)の概要について

当施設は、社)三野福祉会によって鉄筋コンクリート造3階建の複合施設として平成13年度に建設された。建物の延床面積は4,588㎡で3階部分は特別養護老人ホームとホームヘルプステーション、デイサービスセンター、2階部分はケアハウス、1階部分1,206㎡が老人福祉センターみのとなっており、そこでは60歳以上の高齢者及び障害者を対象とした入浴施設「長寿の湯」並びに介護予防のための生きがい活動支援通所事業が行われている。

当施設の近くには温泉入浴施設「ふれあいパークみの」があるが、入浴料が高価ということもあり、お年寄りに低料金で温泉入浴を提供できるよう町議会や地域からの要望の声があった。そこで、旧三野町では当施設を老人福祉の拠点として位置付けし、総合的な施設整備を社)三野福祉会に依頼し、運営経費及び建築に要する金融機関からの借入金の償還についても行政の全面的な資金援助を確約する覚書を平成12年4月6日に取り交わしている。

建設事業費は、施設全体で9億9,606万円となっており、そのうち老人福祉センターみのに係る事業費が2億9,891万円、全体の30.0%の割合を占めている。

金融機関からの借入金額は2件で4億8,620万円だったが、平成21年度末現在の借入残高は2億8,922万円となっている。そのうち1件、借入金1億円について

て市では償還助成をするよう債務負担行為を設定している。その借入金融機関は、(株)百十四銀行、利率 2.375%、償還期間が平成 33 年 9 月までとなっており、平成 21 年度末現在の借入残高は 5,750 万円である。

また老人福祉センターみの内に設置されている「長寿の湯」の平成 21 年度年間利用者数は 30,099 人で、最近 5 年間では 1.6 倍に伸びており、利用料金は 350 円で、入浴料金の年間売上げは 9,808,180 円となっている。その他に当施設では、食堂を営業しておりその利用料収入は 8,181,950 円となっている。

総じて平成 21 年度収支計算書では、経常活動支出事業費 5,987 万円及び施設整備支出 246 万円に対して、収入は利用者等の利用料収入が 1,860 万円(支出の 30%)で、残りは市補助金及び生きがい活動通所支援事業の受託収入となっている。

2 社)三野福祉会に対する監査の結果

社)三野福祉会の上記補助金に係る出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められたが、次の事項に留意されるよう要望する。

① 老人福祉センターみのの運営費にかかる補助金交付申請書と補助事業実績報告書の支出内訳を比較すると、食材料費では 3,200 千円から 4,563 千円と 1,363 千円、40%を超える増加になっているほか新たに保険料 45 千円が計上されており、補助事業の変更手続きが執られていない。補助金交付申請書においては、前年度実績を参考にするとともに補助事業に重要な変更が生じた場合は、三豊市補助金等の交付手続きに関する規則第 7 条に基づき速やかに補助事業等変更申請の手続きを行われたい。

② 旧三野町と社)三野福祉会とは、平成 12 年に老人福祉施設の整備についての覚書を交わしており、この中では株式会社みのから老人福祉センターみのの等への温泉水の提供及び入浴施設部門の運営管理については旧三野町が調整するとなっている。しかし、三豊市が合併してから今日まで当施設の運営等についての調整が行われていない。

また費用対効果では、市からの運営費補助金を入浴利用者数で割ると一人当たり 1,400 円程度となり、温泉入浴施設「ふれあいパークみの」の入浴料相当額になる。運営費補助金の用途には、株式会社みのとの「長寿の湯」管理委託費 2,091 万が含まれており補助金増大の一因となっている。

今後は、社)三野福祉会の意見も踏まえながら、株式会社みの及び三豊市の 3 者

間で運営方法や入浴料金、補助金の在り方を含め総合的に調整が行われるよう要望する。

3 健康福祉部福祉課に対する監査の結果

健康福祉部福祉課における社)三野福祉会に対する上記補助金に係る事務は、概ね適正に処理されているものと認められたが、次のとおり留意されるよう要望する。

補助事業に変更があるときは、三豊市補助金等の交付手続きに関する規則第7条に基づき補助事業者に対して速やかに補助事業等変更申請の手続きを行うよう適切な指導をされたい。

以上